



令和元年 9 月 4 日 14 時 00 分
資料配布 近畿地方整備局
滋賀国道事務所

国道 8 号 彦根～東近江（仮称）
計画段階環境配慮書の公表について

国道 8 号 彦根～東近江（仮称）について、環境影響評価法に基づき、計画段階環境配慮書（以下、配慮書）を作成しましたので公表します。

- (1) 公表場所：国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 計画課及びウェブサイト
滋賀県 県庁県民情報室、湖東環境事務所、東近江環境事務所
彦根市 都市建設部道路河川課
近江八幡市 都市整備部土木課
東近江市 都市整備部都市基盤整備課
愛荘町 産業建設部建設・下水道課
豊郷町 地域整備課
甲良町 建設水道課
多賀町 地域整備課
- (2) 公表期間：令和元年 9 月 4 日（水）から令和元年 10 月 3 日（木）まで
（閉庁日を除く）
午前 9 時から午後 5 時まで

<取扱い> _____

<配布場所> 滋賀県政記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所

副 所 長 たまき 玉置 さかえ 栄

保全対策官 とみなが 富永 よしと 義人 TEL 077-523-1741（代表）

■計画段階環境配慮書とは

計画段階環境配慮書とは、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書（出典：環境省環境影響評価パンフレット）

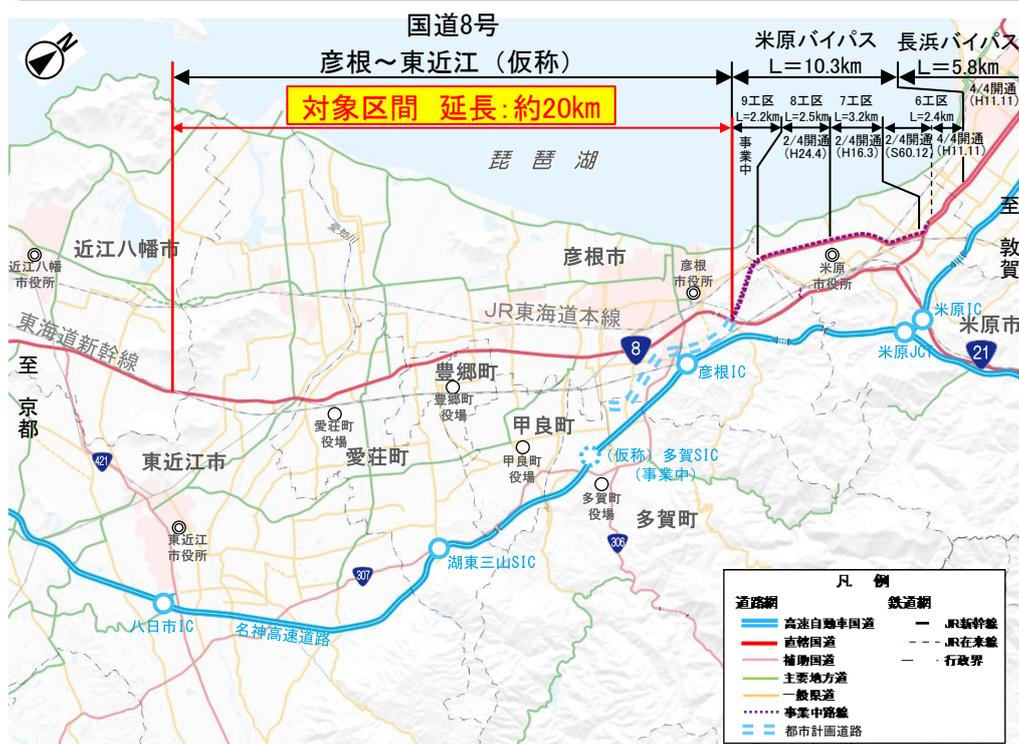
計画段階環境配慮書の構成項目

- ・ 事業実施想定区域及びその周囲の概況（自然的状況、社会的状況）
- ・ 計画段階配慮事項の選定、調査・予測・評価の手法及び結果
- ・ 一般の環境の保全の見地、地方公共団体の長からの意見と見解

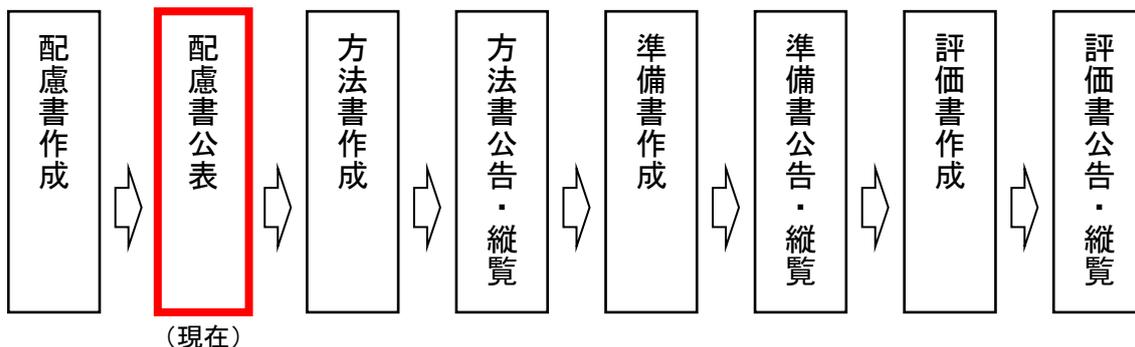
環境影響評価の手続きについては、「環境影響評価法」により、計画段階環境配慮書を作成し、公表することとしています。

■事業の概要

国道8号 彦根～東近江（仮称）は、彦根市を起点とし近江八幡市を終点とする延長約20km・4車線の道路で、「産業振興の促進」「渋滞の緩和」「交通安全の確保」「観光振興の促進」を目標とし、より良い地域づくりに寄与することを目的とします。



■環境影響評価の流れ



国道8号 彦根～東近江（仮称）

計画段階環境配慮書の公表について

国道8号 彦根～東近江（仮称）について、環境影響評価法に基づき、計画段階環境配慮書（以下、配慮書）を作成しましたので公表します。

※配慮書とは

- ・事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において、複数案を設定し、環境保全のため適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書です。

◆環境影響評価手続きについて

（1）公表場所

国土交通省	近畿地方整備局 滋賀国道事務所 計画課
国土交通省	近畿地方整備局 滋賀国道事務所のウェブサイト（ホームページ内）
滋賀県	県庁県民情報室、湖東環境事務所、東近江環境事務所
彦根市	都市建設部道路河川課
近江八幡市	都市整備部土木課
東近江市	都市整備部都市基盤整備課
愛荘町	産業建設部建設・下水道課
豊郷町	地域整備課
甲良町	建設水道課
多賀町	地域整備課

（2）公表期間

令和元年9月4日（水）から令和元年10月3日（木）まで（閉庁日を除く）
午前 9時から午後 5時まで

（3）配慮書及び配慮書の要約書

↓ ↓ ↓ こちらをクリックしてください。

[配慮書（PDF：約 30 MB）](#)

[配慮書の要約書（PDF：約 1 MB）](#)

※なお、配慮書の案の段階で皆様の意見をお聴きし、配慮書を作成しているため、配慮書での意見聴取は行いません。

◆お問い合わせ

国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 計画課
〒520-0803 滋賀県大津市竜が丘4番5号
電話 077-523-1741（代表）
FAX 077-522-6992